

令和 2 年度事業計画書

総 論

日本経済は、平成20年9月のリーマン・ブラザーズの倒産以後、急激な世界経済の収縮と円高の影響により、輸出産業を中心に大きな打撃を受け、さらには東日本大震災などの影響により景気低迷が続いてきたが、最近では現政権が掲げた一連の経済対策により緩やかな回復基調にある。しかし、未だタクシー業界においてはその効果を十分に実感できるまでには至っていない。

こうした状況の下、全国のタクシー事業者は平成26年1月より施行され6年を経過した改正タクシー特別措置法に基づき、特定地域及び準特定地域において事業の適正化（供給過剰の是正）と活性化（需要の拡大）に全力で取り組んでいるところであるが、今後も、乗務員の労働条件の改善及び利用者への輸送サービスのより一層の向上のため、全力でタクシー事業の適正化・活性化に取り組む。

現在、「シェアリングエコノミーの推進」という名目の下、インターネットを利用した白タク行為を合法化すべく道路運送法の改正、ライドシェア新法の成立等を目指す新経済連盟等の激しい動きがある。

この動きは、国民に対し安全・安心な旅客輸送サービスを提供すると共に地方創生の担い手である公共交通機関たるタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、与野党共同提案の議員立法により圧倒的多数の賛成の下成立した改正タクシー特措法の意義を著しく損なうものであり、業界一致団結し、労働組合、個人タクシー業界、バス業界、自動車メーカー、消費者団体、「交通の安全と労働を考える市民会議」そして何よりも全国の地方自治体と従来にも増して緊密に連携し、断固阻止する。

ハイヤー・タクシー業界においては、少子・高齢化社会が急速に進展する中で、公共交通機関として課せられた重要な使命を改めて自覚し、様々な課題に一步一步着実に取り組み、成果を挙げる事が重要である。

このため、全タク連においては、全国各地の会員事業者及び各都道府県協会と緊密に意見交換、情報交換を図りながら、若年・女性・元気な中高年等良質な運転者の雇用、「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づいた交通事故防止の徹底、ユニバーサルデザイン車両の普及促進等によるケア輸送体制の整備、環境対応車の普及促進等による環境対策の推進、妊婦応援タクシー・育児支援タクシーの普及促進による子育て支援の推進、観光タクシーの普及促進による観光地における二次交通の充実、乗合タクシーの普及促進による地域の高齢者等の移動支援の推進、スマホ配車の普及促進による需要拡大、キャッシュレス化の推進による利用者利便の向上等 諸施策を積極的に推進する。

また、この国の成長戦略の大きな柱の一つである観光先進国の実現のため、平成30年1月に策定した「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に基づき、多様化する訪日外国人のニーズに対応した安全・安心で快適なタクシーサービスの提供を推進するとともに、いよいよ本年夏に東京において開催されるオリンピック・パラリンピックでは、東京のみならず日本全国において、「おもてなしの心」をもって、世界各地からのお客様にご満足いただけるタクシーサービスを提供することにより、その成功に向けて総力を挙げて取り組む。

さらに、現在国を挙げて取り組んでいる働き方改革に関しては、第196回通常国会において「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、昨年4月より施行されている。全タク連においては、平成30年3月に策定した「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づき、タクシー事業の労働生産性の向上、人材の育成・確保、長時間労働の縮減等に向けて全力で取り組む。

なお、自動運転技術の進展を巡る状況として、政府は平成30年4月に自動運転等の実現のための政府全体の整備方針となる「自動運転に係る制度整備大綱」を決定し、国内外の自動車メーカー等は市場化に向けての実証実験を加速している。全タク連においては、タクシー事業を根底から変革する可能性のある自動運転技術の進展を巡る動向についてしっかりとフォローしていく。

喫緊の課題である新型コロナウイルス対策として、流行期における乗務員のマスク着用、手洗いの励行、車内の消毒、始業点呼時における運転者の健康状態の確実な把握等感染予防とまん延防止対策を徹底する。

各 論

〔総務委員会付託事項〕

平成24年に移行した一般社団法人として、的確な予算執行や組織の見直しを行うとともに、引き続き、地方の実態や要望が全タク連の運営に的確に反映されるよう努める。

地球環境問題、ケア輸送問題、乗合タクシーなどの地域における足の確保、訪日外国人向けタクシーサービスの向上、働き方改革の推進等地域公共交通機関としての使命達成に必要な取り組みに対する支援措置として、予算・税制の一層の充実並びに自賠責保険料率の更なる適正化等について関係機関に要望する。

公共交通機関としての責務を果たすため、都道府県タクシー協会と地方自治体との間で、災害時の緊急輸送の確保を目的とした協定等の締結を推進する。

公益法人制度改革に伴い、名実共に移行を果たした一般社団法人として、創意工夫した公益的な事業はもとより柔軟な事業展開を推進していくこととする。

〔交通安全委員会付託事項〕

「ハイタク事業における総合安全プラン2020」に掲げた「2020年までに交通死亡事故件数23件以下、交通事故件数8,760件以下、飲酒運転ゼロ」という削減目標の達成に向け、各種交通事故防止対策を積極的に推進する。

特に、タクシーの特徴的な交通事故として重点対策に掲げた「出会い頭事故」及び「路上寝込み者轢過事故」の防止対策を業界の総力を挙げて取り組む。

「運輸安全マネジメント制度」の一層の浸透・定着を図るため、国交省策定の「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」及び全タク連作成の小規模事業者向け「運輸安全マネジメントの進め方」の普及徹底、運輸安全マネジメント普及・啓発促進協議会の行う認定セミナーの受講勧奨等に努める。

運転者の健康管理については、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づく指導の徹底に努めるとともに、定期健康診断の確実な受診指導と要再検査、要精密検査等の所見がある者については、専門医を受診させる等適切な措置を講じる。

また、高齢、肥満、高血圧等複数の危険因子を持つ運転者に対しては、「SAS対策マニュアル」、「脳血管疾患対策ガイドライン」、「心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」に基づき、SASスクリーニング検査、脳MRI健診、心臓ドック等を受診させるなどして、健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病等の早期発見に努める。

飲酒運転及び覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転防止のため、出庫時、帰庫時の点呼における確実なアルコールチェックの実施と日常的な指導・監督を徹底するとともに、警察等関係機関と連携して覚せい剤・危険ドラッグの危険性についての研修会等を実施する。

警察庁が行った「職業運転者に必要な免許制度の在り方に関する調査研究」の中間報告が公表され、第2種運転免許の受験資格を「年齢19歳以上、運転経験1年以上」及びそれに伴う安全対策の強化の方向性が示され、今通常国会に道路交通法改正法案が提出された。法施行に向けて、道路運送法に基づく初任運転者に対する研修及び既存の安全対策の実施に加えて、乗務員採用後の職場研修の在り方等について関係省庁と連携して検討を進める。

利用客の安全確保のため、シートベルト着用促進ステッカーやシートベルト着用を促す自動音声案内の活用などにより、利用客のシートベルト着用の理解を促進する。

各季の全国交通安全運動や地域独自の交通安全運動等に主催団体の一員として参画するなど、交通安全活動を積極的に推進する。

〔経営委員会、タクシー事業適正化・活性化推進特別委員会、
ライドシェア問題対策特別委員会付託事項〕

平成26年1月施行された改正タクシー特別措置法に基づき、特定地域及び準特定地域において、地域計画、事業者計画及び活性化事業計画を着実に実施することにより、供給過剰状態の解消と需要の拡大を図り、乗務員の労働条件の改善及び利用者への輸送サービスのより一層の向上を実現する。

また、改正タクシー特別措置法附則に規定されている法施行後5年経過した場合の見直しに備えて、改正タクシー特別措置法の更なる円滑な運営のため見直し改善すべき事項について、国交省に対し適宜適切に要望する。

平成26年1月施行の改正道路運送法により新たに導入された旅客自動車運送適正化事業実施機関制度に基づく適正化事業への取り組みを推進するとともに、平成27年10月から施行された改正タクシー業務適正化特別措置法に基づく運転者登録業務について、会員協会と連携し、円滑な運用に努めていくこととする。

喫緊の課題であるライドシェア問題について、国民の安全を脅かすとともに地方創生の担い手である地域公共交通の存続を危うくする白タク解禁の断固阻止に全力を傾注する。

特に、平成30年5月に成立した「規制のサンドボックス制度」を柱とした生産性向上特別措置法の運用動向を注視する。

ライドシェア対策として平成28年10月及び令和元年6月に打ち出した20項目に亘るタクシー事業活性化策の具体化を推進し、タクシー事業の更なる進化に邁進する。

観光先進国の実現に向け、訪日外国人のニーズに対応した安全、安心かつ快適なタクシーサービスを提供するため、平成30年1月に策定した「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」を着実に推進するとともに、本年夏開催予定のオリンピック・パラリンピックに向け国土交通省に設置される「訪日外国人などの多様なニーズに応えるタクシーのあり方検討会」に積極的に参画する。

〔労務委員会付託事項〕

自動車運転者の労働時間等の労働条件の維持・改善を図るため、労働基準関係法令及び改善基準告示について、なお一層の理解及び定着の促進に努める。

特に改善基準告示について、今年度、見直しの作業が予定されているため、全面的にフォローアップしてゆく。

第196回通常国会において「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、本年4月より中小企業にも適用されているが、全タク連においては、平成30年3月に策定した「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づき、タクシー事業の労働生産性の向上、人材の育成・確保、長時間労働の縮減等に向けて全力で取り組む。

また、本年度から運用が予定されている「自動車運転者職場環境良好度の認証制度」の周知を図り、多くの事業者が認証を得られるように、同制度の普及・促進を図る。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から受託した産業別高齢者雇用推進事業を引き続き今年度も確実に実施し、ハイヤー・タクシー業高齢者雇用推進ガイドラインを作成してその周知に努め、高齢者雇用の促進を図る。

今年度から実施が予定されている「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」の円滑な実施に努め、タクシー運転者の人材確保を促進する。

外国人ドライバーの登用の拡大については、日本の大学を卒業した外国人留学生について特定活動の在留資格によりタクシー運転者として採用できるようになったことから、その周知等に努め、外国人ドライバーの雇用を推進する。

〔技術環境委員会付託事項〕

平成27年5月に2030年度を目標年度として策定した「ハイヤー・タクシー業界の低炭素社会実行計画」に基づき、①HV車、EV車等環境対応車の普及②車両数の適正化③スマートフォンを活用した配車システムの導入④デジタル式GPS-AVMシステムの導入等による運行の効率化⑤エコドライブ等の実施等により業界のCO₂排出量削減を推進する。

訪日外国人旅行者の増加も踏まえ、多言語翻訳機器、カード等決済用端末機等利用者の利便性の向上に資するタクシー車両用機器の普及促進を図る。

セキュリティ環境の整備を目的に平成28年12月公布された改正割賦販売法に基づき、クレジット決済端末のIC対応化への切り替えを進める。

併せて、平成31年10月の消費税率引上げに伴う需要平準化対策として、政府が進めるキャッシュレス・消費者還元事業等も活用して、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー等）のより一層の普及促進を図る。

高齢化の進展を踏まえ、利用者に優しいユニバーサルデザイン車両等の更なる安全性能及び環境性能の向上についてメーカーに要望する。

自動運転技術の進展を巡る状況として、政府は平成30年4月に自動運転等の実現のための政府全体の整備方針となる「自動運転に係る制度整備大綱」を決定し、国内外の自動車メーカー等は市場化に向けての実証実験を加速している。

全タク連では、タクシー事業を根底から変革する可能性のある「自動運転技術」の進展を巡る動向を的確にフォローアップする。

〔広報サービス委員会付託事項〕

ハイタク事業に係る情報を共有し、会員相互の連携を強化するため、機関紙「全タク連ナウ」を、提供情報内容の充実を図りつつ毎月発行する。

ハイタク事業の実態及び安全輸送やサービス向上への取組、さらには社会貢献活動の状況等を広く国民一般にPRし、タクシーに対する一層の理解の促進を図るため、毎年発行する「TAXI Today in Japan」の内容をより一層充実させるほか、適宜適切に記者会見やニュース・リリースを行う。

タクシーに関する各種情報をインターネットを通じて利用者の方々に幅広く提供する「全国タクシーガイド」の全会員登載実現を図るとともに提供情報内容の拡充に努める。

「タクシーの日」の実施に当たり、各県協会の用に供するための統一頒布物の作成・斡旋を行う。

国土交通省が開催する「子ども霞が関見学デー」において、タクシー車両の展示・乗車体験、タクシーに関する情報提供や関連グッズの展示・配布等を通じて、タクシーを身近に感じてもらうイベントを行う。

広報・サービス委員会に小委員会（仮称）を設置し、国内外へ日本のタクシー産業の素晴らしさをアピールする方策の検討を進める。

〔ケア輸送委員会付託事項〕

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の一部改正により、平成31年4月から、令和2年度末までの福祉タクシー及びユニバーサルデザインタクシーの導入目標台数が、約44,000台に引き上げられた。

この目標達成に向けて、福祉タクシー及びユニバーサルデザインタクシーの導入をより一層促進する。

環境性能に優れたUD仕様の「JPN TAXI」は、全国のタクシー事業者が依然として積極的導入に意欲を示し、国への補助金申請件数が増大している。そのため、引き続き事業者が希望する台数について、常時限度額まで対応できるよう国の助成の更なる拡充を要望する。一方、自治体からの支援のより一層の充実についても要望活動を実施する。

また、「JPN TAXI」については、車いすのお客様が乗降する際に乗降操作手順が複雑で時間がかかる、運送を断られた等の苦情が寄せられ、メーカーの協力を得ながらハード・ソフト面の改良・改善を図ってきたところであるが、身障者団体からは未だに苦情が寄せられている。

引き続き定期的に実車を使用した乗務員に対する乗降操作確認研修等の徹底により操作不慣れの改善に努めるとともに、乗降操作機器を今以上使いやすくすべく、メーカーに対し更なる改良を要望していく。

加えて、運転者登録等の場において、ユニバーサルドライバー研修等職員教育を取り入れより一層推進し、全ての運転者が受講するよう努める。

各タクシー事業者、グループ、協同組合等においては、高齢者のお出かけ移動手段、障害者へのきめこまやかな移動手段の確保など、利用者からのニーズに応じてUDタクシー・福祉タクシーをスピーディーに配車できる体制を構築し、ケア輸送の推進に努める。

〔地域交通委員会付託事項〕

道路運送法に基づく運営協議会、地域公共交通会議及び地域公共交通活性化・再生化法に基づく法定協議会等に積極的に参画して、自治体との相互の連携を強め、「まちづくり」と一体となった安全・安心なタクシーサービスの展開により地域住民の生活交通の確保に努める。

特に、乗合タクシーについては、その全国展開に向けた取り組みをより一層強化するため、地方運輸局・支局の支援を得て、「乗合タクシー事例集」、「TAXI TODAY in Japan」を活用しての自治体訪問活動等を計画的に実施する。

加えて、自治体訪問活動等を通じて把握した地域が抱える課題の解決に向けた取り組みを計画的に進めるため「地域交通サポート計画」を策定する。

出発地から目的地まで利用者にとっての最適経路を提示するとともに、鉄道・バス・タクシー等の複数の交通サービス手段を一括して提供するサービスである「MaaS（マース）」の取組が各地で展開されている。地域交通ネットワークの一翼を担うタクシー業界としても、公共交通機関の運行効率化、生産性向上に資するMaaSの取り組みに積極的に参画する。

一部の悪質な自動車運転代行業者による白タク行為やNPO法人等によるボランティア輸送を装った白タク行為が依然として後を絶たない。

加えて、近年、都市部を中心に互助を仮装した謝礼目的の白タク行為が横行している。このため、国土交通省、警察庁及び関係自治体に対して、白タク行為等の取締りの更なる徹底と自家用自動車を使用した有償運送の厳正な運用を要望する。

また、近年、羽田、成田、関西等の国際空港あるいは主要観光地等において、主に訪日中国人等を対象とした白タク行為が横行している。国土交通省、警察庁等に対して、訪日中国人等を対象とした白タク行為の取締り徹底を要望する。一方、訪日外国人のニーズに対応した安心・快適なタクシーサービスを提供することが白タク行為の抑止に繋がるものであることから、平成30年1月に策定した「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に掲げた対策を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）を受け今通常国会に提出された自家用有償旅客運送制度の改正等を内容とする地域公共交通活性化再生法・道路運送法の一部改正についてしっかりフォローしていく。

公共交通機関としての責務を果たすため、都道府県タクシー協会と地方自治体との間で、災害時の緊急輸送の確保を目的とした協定等の締結を推進する。